

Next Care Happiness

重要事項説明書
個人情報使用同意書
利用契約書

重要事項説明書

令和6年4月1日現在

1、指定介護サービスを提供する事業者（法人）について

事業者名称	合同会社 Next Care
代表者氏名	代表社員 宮島 慎二
所在地	小城市三日月町樋口 972 番地 3
連絡先	TEL : 080-2731-6153
法人設立年月日	令和2年3月24日

2、利用者に対してのサービスを実施する事業所について

事業所名称	Next Care Happiness
事業の種類	居宅介護支援
介護保険指定事業所番号	4170103420
所在地	佐賀市天祐一丁目 8 番 47 号コーポ・テル A101 号
連絡先	TEL : 080-2731-6153
管理者	宮島 慎二
通常の事業の実施地域	佐賀市（富士町、三瀬村は除く * 上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい

3、事業者（法人）で実施する事業について

- ・居宅介護支援事業所

4、事業の目的及び運営の方針等について

(1) 事業の目的

介護保険法の趣旨に従い、適正な居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ・要介護認定を受けた場合でも、利用者が可能な限り、居宅において、自立した日常生活を営むことができるように努めます。
- ・利用者の日常生活上の便宜を図り、利用者を介護される方の負担の軽減を図れるように努めます。
- ・利用者に対し、公正、中立な立場で居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。
- ・事業の実施にあたって、関連する指定居宅サービス事業所等との連携に努めます。

(3) 利用者の意思に基づいた契約

- ・新たなサービス利用の開始を希望する場合、又は現在利用されている事業者と異なる事業者のサービスを希望する場合は、担当の介護支援専門員にご連絡ください。
- ・利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画書（ケアプラン）に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。

(4) 医療機関等との連携

- ・利用者が医療機関等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に医療機関等と情報共有や連携をする必要がありますので、日頃から、介護支援専門員の連絡先（名刺等）を健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・お薬手帳等と合わせて保管して頂きますようお願いいたします。
- ・介護支援専門員は、現在利用されているサービス事業者から利用者に係る服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、主治医師等に提供させていただきます。

5、職員体制について

職種	人員	区分		常勤 換算 後の 人員	保有資格
		常勤	非常勤		
管理者	1名	1名		1名	介護支援専門員 介護福祉士
介護支援専門員	1名以上	1名		1名以上	介護支援専門員 社会福祉士

6、営業日及び営業時間について

営業日	月・火・水・金（原則）祝祭日営業 但し 12月30日～1月3日を除きます
営業時間	午前9時00分～午後6時00分 携帯：080-2731-6153 (電話相談は24時間年中無休)

7、サービス内容等について

(1) サービス内容

- ・要介護認定の申請代行
- ・居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成、変更
- ・事業所、医療機関等の情報提供、連絡調整
- ・施設入所への支援
- ・サービス実施状況の把握
- ・利用者、家族の状況の把握（自宅でのモニタリング：1回/月）
- ・給付管理票の作成、提出
- ・その他、相談、援助業務

(2) サービスの担当者

1、事業所は、利用者のために、担当者として介護支援専門員である職員を選任し、担当者がその職務を誠実に遂行できるよう責任を持って指導監督し、適切な居宅介護支援に努めます。

2、事業所は、担当者を選任、変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業所側の事情により変更する場合は、あらかじめ利用者と協議します。

3、中立義務

事業所は、利用者に提供するサービス等に、特定の居宅サービス事業所を有利に扱うことのないよう公正中立に行います。

8、サービス利用料金について

(1) 居宅介護支援費等

要介護認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。ただし、介護保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき、要介護度に応じて下記の料金をいただき、サービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日、保険者の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けられます。○居宅介護支援費（全利用者対象）

(Ⅰ) 介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45件未満の場合

(Ⅱ) 介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が45件以上60件未満の場合において、45件以上の部分

(Ⅲ) 介護支援専門員1人当たりの取り扱い件数が60件以上の場合において、60件以上の部分

下記は居宅介護支援費（Ⅰ）

	要介護 1・2	要介護 3・4・5
(Ⅰ)	10,860 円／月	14,110 円／月
(Ⅱ)	5,440 円／月	7,040 円／月
(Ⅲ)	3,260 円／月	4,220 円／月

○要件を満たした場合の加算（利用者に応じての加算）

- ・初回加算：3,000 円
- ・入院時情報連携加算（Ⅰ）：2,500 円
- ・入院時情報連携加算（Ⅱ）：2,000 円
- ・退院・退所加算（Ⅰ）イ：4,500 円
- ・退院・退所加算（Ⅰ）ロ：6,000 円
- ・退院・退所加算（Ⅱ）イ：6,000 円
- ・退院・退所加算（Ⅱ）ロ：7,500 円
- ・退院・退所加算（Ⅲ）イ：9,000 円
- ・通院時情報連携加算：500 円
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算：2,000 円
- ・ターミナルケアマネジメント加算：4,000 円

(2) 交通費

前記 2 の「通常の事業の実施地域」にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費をいただくことがあります。

訪問 1 回につき区域を超えたキロ数 10km 以内を 1 単位とし、1000 円を頂きます。その他訪問等にかかる経費（有料道路等）は実費請求させていただきます。

(3) 解約料

いつでも契約解除することができ、いっさい料金はかかりません。

9、身分証の携行について

介護支援専門員は、利用者が安心してサービスを受けられるように身分証を携行します。また、利用者やその家族等の求めに応じて、身分証の提示を行います。

10、サービス提供の記録、保管について

事業所は、サービスの提供に関する記録を作成し、これを、本契約終了後、2年間保管します。また、利用者やその家族等の求めに応じて、記録の閲覧、複写物の交付を行います。ただし、複写に際しては、事業所は利用者に対して、実費相当額を請求できるものとします。

11、高齢者の虐待防止について

事業所は、利用者の人権、虐待防止のために、下記の通り、必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための委員会の設置、定期的な研修を実施

しています。

(2) 従業者の悩みや苦勞の相談体制を整え、従業者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

(3) 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。また、緊急やむを得ず身体拘束等をするに至った場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録致します。

12、秘密保持について

(1) 事業者及び従業者は、サービスを提供した上で知り得た利用者、家族の秘密を正当な理由がなく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

(2) 事業者は従業者に、サービスを提供した上で知り得た利用者、家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容としています。

13、個人情報保護について

事業者は、利用者、家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。【別紙】個人情報使用同意書 参照

14、事故発生や緊急時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、市町村（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所に故意過失がなかったことを証明した場合は、この限りではありません。

15、サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 事業所に対する相談、苦情を受け付ける窓口を設置します。

[事業所の窓口]

Next Care Happiness 苦情受付担当 宮島 慎二

所在地：佐賀市天祐一丁目 8 番 47 号コーポ・テル A101 号

TEL : 080-2731-6153

受付時間：午前 9 時 00 分～午後 6 時 00 分

(2) 相談、苦情に円滑かつ適切に対応するための手順は下記の通りとします。

① 情報の収集 ② 事実確認 ③ 再発防止策を含め、事業所としての対応策を決定（必要に応じて会議を開催） ④ 対応策を利用者、家族に説明 ⑤ 必要に応じて市町村（保険者）へ報告 ⑥ 納得、解決に至らなければ、再度検討

(3) 事業所に申し出を行っても解決できない場合等、下記の公的機関において、相談、苦情の申し出ができます。

[公的機関の窓口]

佐賀中部広域連合（佐賀市、小城市、神埼市、神埼郡にお住まいの方）所在地：佐賀市白山 2 丁目 1 番 12 号 佐賀商工ビル 5 階 TEL : 0952-40-1111 FAX : 0952-40-1165

佐賀県国民健康保険団体連合会 所在地：佐賀市呉服元町 7 番地 28 号 TEL : 0952-26-1477 FAX : 0952-26-6123
--

16、重要事項の変更について

介護保険改正等の理由により、重要事項説明書に記載した内容に変更が生じる場合は、利用者、家族に、その内容を説明します。また、必要に応じて文書にて同意を得るようにします

個人情報使用同意書

事業者：合同会社 Next Care

事業所：Next Care Happiness

1、個人情報の使用範囲について

利用者、家族等の個人情報について、下記の場合において最低限の範囲で使用させていただきます。

- ① サービスを円滑に図るために、事業所、病院等へ情報提供を行う場
- ② 事業所、病院等に助言、意見を求める場合
- ③ 介護保険事務を行う場合
- ④ 事業所内外で事例研修等を行う場合
- ⑤ 保険者から情報提供を求められた場合
- ⑥ 損害賠償にかかる保険会社等への相談、届出を行う場合
- ⑦ その他、緊急を要すると判断した場合

2、個人情報の管理等について

利用者、家族等の個人情報が含まれる記録物（電磁的記録物も含む）については、注意を持って管理します。また、処分の際には、第三者への漏洩を防止します。

3、個人情報の開示について

事業所が管理する情報については、利用者、家族等の求めに応じてその内容を開示し、開示の結果、情報の訂正、追加、削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします（開示に際して複写料等が必要な場合は利用者の負担となります）。

4、その他

使用した個人情報について、事業所の責に帰さない流出等の事故の場合は、事業所は、損害賠償責任を負わないものとします。

利用契約書

_____様（以下「利用者」という）と合同会社 NextCare（以下「事業者」という）は、利用者が **Next Care Happiness**（以下「事業所」という。）から提供される居宅介護支援について、次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第1条（本契約の目的）

事業所は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう「居宅サービス計画書（ケアプラン）」を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるよう、サービス事業所等との連絡調整その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間と更新）

- 1、本契約の契約期間は、契約締結日から要介護認定有効期間の満了日までとします。ただし、本契約期間満了日以前に、利用者が要介護区分の更新認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2、本契約満了日の7日前までに、利用者または利用者代理人から文書により本契約終了申し入れがない場合は、本契約は同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（サービスの従業者）

事業所は、居宅介護支援に関する専門的知識を有し、利用者に対して適切な相談、援助を行うことのできる介護支援専門員を配置し、サービスの提供にあたります。

第4条（サービスの提供）

利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書（7、サービス内容について）」に定めた通りです。

第5条（利用料金）

事業所が提供するサービスに対する利用料金は、「重要事項説明書（8、サービス利用料金について）」に定めた通りです。

第6条（サービス提供の記録、保管）

サービスの提供に関する記録、保管については、「重要事項説明書（10、サービス提供の記録について）」に定めた通りです。

第7条（秘密保持）

秘密保持については、「重要事項説明書（12、秘密保持について）」に定めた通りです。

第8条（個人情報の取扱い）

個人情報の取扱いについては、「重要事項説明書（13、個人情報の保護について）」及び「別紙 個人情報使用同意書」に定めた通りです。

第9条（事故発生時の対応）

事故発生時の対応については、「重要事項説明書（14、事故発生や緊急時の対応方法について）」に定めた通りです。

第10条（相談、苦情対応）

相談、苦情については、「重要事項説明書（15、サービス提供に関する相談、苦情について）」に定めた通りです。

第11条（本契約の終了）

下記の事由に該当した場合は、この本契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者の要介護認定区分が、自立（非該当）または要支援と認定された場合
- ③ 利用者が死亡した場合
- ④ 利用者の所在が、2週間以上不明になった場合

第12条（本契約終了時の援助）

本契約を、解約または終了する場合は、事業所は、あらかじめ必要に応じて居宅介護支援事業所、サービス事業所等と連携し、利用者に対して援助を行います。

第13条（利用者の解約権）

下記の事由に該当した場合は、利用者または利用者代理人は、文書で通知することにより、この本契約を解約することができます。

- ① 本契約終了の意思を契約終了希望日7日前までに示した場合
- ② 事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- ③ 事業所が、利用者、家族等に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- ④ その他、転居等、やむを得ない事情がある場合

* ②～④の場合は、直ちにこの本契約を解約することができます

第 14 条（事業者の解約権）

下記の事由に該当した場合は、事業者は、2 週間以上の予告期間をもって、文書で通知することにより、この本契約を解約することができます。

- ① 利用者または利用代理人が故意に法令違反、その他著しく逸脱行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが困難となった場合
- ② その他、倒産等、やむを得ない事情がある場合

第 15 条（利用者代理人）

この本契約に定める権利の行使と義務の履行に支障を生じる場合は、利用者代理人をもって行うことができます。

第 16 条（本契約外事項）

この本契約に定めない事項については、介護保険法令、その他諸法令の定めるところによります。

第 17 条（協議事項）

この本契約に関して、争いが生じた場合は、「利用契約書 第 1 条（本契約の目的）」の定めるところにより、双方が誠実に協議した上で解決するものとします。

第 18 条（合意管轄）

この本契約に起因する紛争に関して、やむを得ず訴訟の必要が生じたときは、佐賀地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに利用者及び事業者は、あらかじめ合意します。

私は、（ ）より、書面にて、「重要事項説明書」の説明を受けて、内容を確認し、了解しましたので、本契約を締結します。また、「個人情報使用 同意書」について同意します。本契約を証するため、本書を 2 通作成し、利用者及び事業所が署名押印の上、各自 1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者

住所：_____

氏名：_____

電話番号：_____

家族（代理人）

住所：_____

氏名：_____

電話番号：_____

利用者との続柄：_____

代筆理由： 書字困難 認知症 その他（_____）

〈事業者〉

合同会社 Next Care

小城市三日月町樋口 972 番地 3

代表社員宮島慎二

〈事業所〉

NextCare Happiness

佐賀市天祐 1 丁目 8 番 4 7 号

コーポ・テル A101 号

管理者 宮島 慎二

電話 080-2731-6153